

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等（令和4年度分）

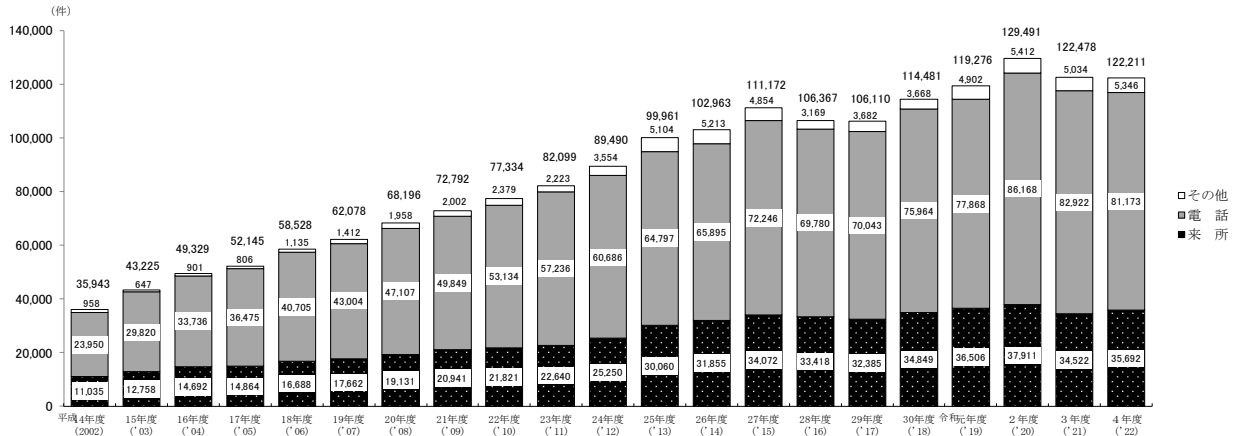
この調査結果は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の全国309か所の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を2023年11月時点でとりまとめ、集計した結果である。

1 配偶者からの暴力（DV）に関する相談件数等

（1）配偶者暴力相談支援センターにおける相談の種類別相談件数等

	実 人 員				相 談 件 数										
	総 数	性 別			総 数	性 別			総 数	加 害 者 と の 関 係					
		女	男	その他		女	男	その他		配 偶 者			離 婚 済	生 活 の 本 拠 を 共 に す る (し た)	
										届 出 有 無 不 明	交 際 相 手	元 交 際 相 手			
届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明	届 出 有 無 不 明			
総 数	74,373	71,712	2,637	24	122,211	118,946	3,211	54	122,211	96,967	3,111	1,020	16,933	3,091	1,089
来 所	22,175	21,737	436	2	35,692	35,129	558	5	35,692	26,539	1,042	182	6,953	642	334
電 話	49,381	47,216	2,149	16	81,173	78,544	2,587	42	81,173	66,309	1,846	801	9,302	2,229	686
そ 他	2,817	2,759	52	6	5,346	5,273	66	7	5,346	4,119	223	37	678	220	69

<図 相談件数の年次推移>



<参考 DV相談プラス(※)に寄せられた相談件数(令和4年4月～令和5年3月)>

※「DV相談プラス」は、令和2年4月に、内閣府が開設した相談窓口

総数	47,971
電話相談	29,286
SNS相談	10,719
メール相談	7,966

（2）施設の種類の相談件数

	施設数	総 数	相談の種類			総 数	性 別		
			来 所	電 話	そ 他		女	男	その他
総 数	309	122,211	35,692	81,173	5,346	122,211	118,946	3,211	54
男女共同参画センター・女性センター	53	35,299	8,567	25,134	1,598	35,299	33,896	1,396	7
婦人相談所	50	32,569	6,859	24,915	795	32,569	31,907	640	22
福祉事務所・保健所	110	16,041	6,118	8,883	1,040	16,041	15,703	325	13
児童相談所	12	2,654	888	1,684	82	2,654	2,593	61	0
その他	84	35,648	13,260	20,557	1,831	35,648	34,847	789	12

(3) 都道府県別相談件数

	施設数	総数	相談の種類			総数	女	男	その他	1センター当たり 相談件数
			来所	電話	その他					
全 国	309	122,211	35,692	81,173	5,346	122,211	118,946	3,211	54	395.5
北海道	21	3,119	890	2,087	142	3,119	3,027	92	0	148.5
青森	10	1,403	414	909	80	1,403	1,374	29	0	140.3
岩手	12	1,967	1,091	736	140	1,967	1,940	27	0	163.9
宮城	3	2,177	900	1,212	65	2,177	2,150	26	1	725.7
秋田	6	676	314	344	18	676	663	13	0	112.7
山形	5	398	161	227	10	398	394	4	0	79.6
福島	9	1,833	759	992	82	1,833	1,818	15	0	203.7
茨城	3	1,766	404	1,298	64	1,766	1,720	46	0	588.7
栃木	5	3,494	963	2,378	153	3,494	3,471	23	0	698.8
群馬	7	1,352	417	899	36	1,352	1,330	22	0	193.1
埼玉	24	7,916	2,970	4,865	81	7,916	7,729	186	1	329.8
千葉	20	9,981	2,864	6,995	122	9,981	9,828	140	13	499.1
東京	21	21,543	6,287	13,705	1,551	21,543	20,959	582	2	1,025.9
神奈川	5	5,863	198	5,543	122	5,863	5,293	569	1	1,172.6
新潟	3	2,778	417	2,062	299	2,778	2,693	85	0	926.0
富山	2	1,720	390	1,243	87	1,720	1,712	8	0	860.0
石川	2	1,571	558	1,010	3	1,571	1,552	19	0	785.5
福井	8	794	223	549	22	794	734	60	0	99.3
山梨	2	1,117	245	872	0	1,117	1,101	16	0	558.5
長野	3	552	108	352	92	552	540	12	0	184.0
岐阜	9	1,228	340	873	15	1,228	1,198	28	2	136.4
静岡	4	2,167	748	1,302	117	2,167	2,101	66	0	541.8
愛知	2	1,744	456	1,246	42	1,744	1,659	85	0	872.0
三重	1	368	101	260	7	368	356	12	0	368.0
滋賀	3	1,094	338	753	3	1,094	1,038	56	0	364.7
京都	5	5,404	1,122	3,837	445	5,404	5,295	87	22	1,080.8
大阪	14	7,023	2,039	4,781	203	7,023	6,775	243	5	501.6
兵庫	18	9,155	2,735	5,985	435	9,155	8,970	178	7	508.6
奈良	2	656	189	461	6	656	633	23	0	328.0
和歌山	1	570	173	393	4	570	559	11	0	570.0
鳥取	3	259	101	127	31	259	254	5	0	86.3
島根	2	903	239	566	98	903	892	11	0	451.5
岡山	5	1,926	527	1,376	23	1,926	1,882	44	0	385.2
広島	6	1,585	516	990	79	1,585	1,543	42	0	264.2
山口	2	438	113	325	0	438	427	11	0	219.0
徳島	5	1,516	538	935	43	1,516	1,512	4	0	303.2
香川	1	681	172	469	40	681	671	10	0	681.0
愛媛	3	608	326	274	8	608	595	13	0	202.7
高知	1	859	455	340	64	859	850	9	0	859.0
福岡	12	2,132	285	1,790	57	2,132	2,014	118	0	177.7
佐賀	2	723	255	460	8	723	720	3	0	361.5
長崎	4	1,595	617	935	43	1,595	1,569	26	0	398.8
熊本	4	2,777	1,084	1,511	182	2,777	2,719	58	0	694.3
大分	3	787	218	515	54	787	772	15	0	262.3
宮崎	1	289	58	231	0	289	278	11	0	289.0
鹿児島	18	1,869	788	1,031	50	1,869	1,835	34	0	103.8
沖縄	7	1,835	586	1,129	120	1,835	1,801	34	0	262.1

2 法第14条第2項に基づき裁判所から書面提出を求められた件数

総数	513
----	-----

3 法第14条第3項に基づき裁判所から更なる説明を求められた件数

総数	2
----	---

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

4 法第6条による通報を受けた件数

総数	5,158
----	-------

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

5 日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、日本語が十分に話せない被害者について、国籍にかかわらず被害者が主に話す言語で集計した。

	総数	性別			総数	言語別											
		女	男	その他		英語	スペイン語	タイ語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語	ポルトガル語	ベトナム語	その他	不明	
総数	1,607	1,597	10	0	1,607	230	90	139	471	56	269	6	57	100	163	26	
来所	609	606	3	0	609	51	15	47	207	21	110	2	28	42	77	9	
電話	845	838	7	0	845	172	70	76	212	34	137	3	26	42	56	17	
その他	153	153	0	0	153	7	5	16	52	1	22	1	3	16	30	0	

6 障害者である被害者からの相談件数

「1 相談件数等」の相談件数のうち、被害者が障害者であることが把握できたものについて集計した。

	総数	性別			総数	知的障害	精神障害	身体障害						その他の障害
		女	男	その他				小計	視覚障害	聴覚・平衡機能の障害	音声・言語・そしゃく機能の障害	肢体不自由	その他の身体障害	
総数	13,617	13,406	207	4	13,670	1,219	11,285	962	76	134	13	448	291	204
来所	3,038	3,001	35	2	3,051	338	2,336	347	22	79	1	155	90	30
電話	9,817	9,644	172	1	9,847	745	8,392	558	46	49	12	274	177	152
その他	762	761	0	1	772	136	557	57	8	6	0	19	24	22

7 同居している未成年の子どもの有無及び状況

「1 相談件数等」の実人員のうち、同居している未成年の子ども（18歳未満）の有無及び状況について集計した。なお、本調査で「面前DV」は、子どもが直接的にDVを目撃している場合に限る。

	総数	有					無	不明
		虐待あり	面前DVのみ	虐待なし	虐待有無不明			
総数	74,373	39,213	26,459	14,469	5,597	7,157	21,522	13,638

8 交際相手からの暴力に関する相談件数

「1 相談件数等」に計上されない交際相手からの暴力に関する相談の件数を集計した。

また、「通報」は「4 法第6条による通報を受けた件数」に計上されない交際相手からの暴力に関する被害者の親族等、被害者以外の者からの通報件数を集計した。

	総数				通報
	女	男	その他		
総数	2,532	2,435	91	6	227

9 ストーカー行為等に関する相談件数

「ストーカー行為等に関する相談件数」を集計した。

うち、「1 相談件数等」及び「8 交際相手からの暴力に関する相談の件数」にも該当する場合は重複計上とした。

	総数			
	女	男	その他	
総数	1,106	1,011	94	1

(参考)

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）（抄）

（国、地方公共団体、関係事業者等の支援）

第九条 国及び地方公共団体は、ストーカー行為等の相手方に対する婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めなければならない。

10 緊急時における安全の確保を行った件数

配偶者暴力相談支援センターが実施した「緊急時における安全の確保」のうち、施設への入所やホテル等への宿泊を伴う件数について集計した。なお、婦人相談所及びその委託先が実施した一時保護は含まない。

(1) 日数別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数	日数別				
		1日～3日	4日～6日	1週間以上	2週間以上	不明
総 数	505	218	54	37	133	63

(2) 施設別緊急時における安全の確保を行った件数

	総 数	施設別			
		自らの施設	ホテル等	民間団体等	その他
総 数	505	105	74	199	127

(参考)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）（抄）

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。